

## 要件者の常勤（専任）確認資料

### 【経營業務の管理責任者と直接に補佐する者／営業所技術者等／令3条の使用人】

建設業許可の申請・変更届に際して、経營業務の管理責任者や常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等、令3条の使用人の常勤を確認するための資料を提出・提示していただきます。

更新や業種追加などの申請で、経營業務の管理責任者等が直前の申請と変わらない場合でも、その方に関する資料をその都度提出・提示していただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

要件	該当者		確認書類の組合せ (○…写し提出 ◎…原本提出)							留意事項		
			国	社	申	所	雇	票	徴		簿	
経營業務 管理責任者	個人事業主 (アマタイ)	ア	○	—	○	—	—	—	—			
		イ	○	—	—	◎	—	—	—			
	支配人 (アマタイ)	ア	○	—	—	—	○	—	—		「支配人登記」(原本)も提出	
		イ	—	○	—	—	○	—	—			
	法人の役員 (ア～オのいずれか)	ア	ア	—	○	○	—	—	—		—	新任役員などの場合のみ 国保組合に加入などの場合のみ ・社会保険適用除外等の場合のみ ・「所」「票」は年を一致させる
			イ	—	○	—	—	—	—		—	
		ウ	○	◎	○	—	—	—	—			
エ オ		○ ○	— —	○ ○	◎ —	— —	○ —	— ○	○ ○			
営業所技術者等	個人事業主	—	(経營業務管理責任者と同じ)									
	支配人	—										
	法人の役員	—										
	従業員等 (ア～ウのいずれか)	ア	—	○	—	—	○	—	—		—	
イ		○	—	—	◎	○	○	—	○	「所」「票」は年を一致させる		
ウ		○	—	—	—	○	—	○	○			
常勤役員等を直接に補佐する者	法人の役員の場合は経營業務管理責任者と同じ 法人の従業員の場合営業所技術者等と同じ											

※行政庁の判断により、上記以外の書類を求める場合があります。なお、「個人事業主と同居の親族」や「出向者」など、上表に記載がない場合の常勤・専任の確認資料については、監理課にお問い合わせください。

※表中の略語について (いずれも、直近のもの・有効期間内のものをご用意ください。)

「国」	「国民健康保険（建設国保も含む）」の加入が確認できるもので、常勤確認が必要な方の氏名が記載されている「マイナポータルの健康保険証の資格情報」（PDF出力したもの）、「資格確認のお知らせ」の写し、「資格確認書」の写し（マイナンバーカードの健康保険利用登録をしていない場合）のうちいずれか。 ※75歳以上の「後期高齢者医療保険」適用の場合も同様です。
「社」	「社会保険」の加入がわかるもので、常勤確認が必要な方の氏名が記載されている「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し、「健康保険組合からの資格証明書（原本・発行から3か月以内）」のうちいずれか。二以上事業者適用を受ける場合については、主たる事務所が許可を得ようとする事業所となっている「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」の写しが必要 ※「社」について、マイナポータルの健康保険証の資格情報や資格確認書等は、事業所名の記載がないため認めておりませんので、ご注意ください。
「申」	「確定申告書の控え」の写し (1)個人の場合は「第一表」(2)法人の場合は、別表一（一） + 役員報酬手当等および人件費内訳書⑭ ※税務署の受付印や電子申請の受信メール等は不要となりました。
「所」	「所得証明書（課税証明書）」（市町村で発行）
「雇」	「雇用保険」…被保険者が特定できるもの ⇒【確認書類】「事業所別被保険者台帳」（3か月以内のもの）や「被保険者証」など
「票」	「源泉徴収票」（所得証明書と年が一致したもの）

「徴」	「住民税特別徴収税額通知書」(特別徴収義務者用および納税義務者用) ※年が一致したもの。
「簿」	「源泉徴収簿」(直近3か月分の給与の支払いが確認できるもの)